

「国立大学法人法の一部を改正する法律案」に反対する声明

政府は、「国立大学法人法の一部を改正する法律案」（以下、「法案」）によって、国立大学法人の組織・運営に重大な変更を持ち込もうとしている。しかし、十分な議論もないままに臨時国会で成立させようとするこの手法に、憤りを禁じえない。

提出された法案では、理事 7 名以上の国立大学法人のうち、特に事業規模の大きい 5 大学を政令で「特定国立大学法人」として指定し、「運営方針会議」を設置する。「運営方針会議」は、中期目標に意見を述べ中期計画の作成・変更、予算の作成など運営方針事項について決議するとともに、決議した内容に基づいて適切に特定国立大学法人の運営が行われているかどうかについて監督する。また、「学長選考・監察会議」に対して、学長の選考・解任についての意見を表明することができる。これらにより、「運営方針会議」は事実上の大学の最高意思決定機関として強大な権限を持つことになる。法案では「運営方針会議」の設置は 5 つの大学に限られるが、運営の監督のための体制の強化を図る事情のある時はこれ以外の大学にも拡大することが明記されている。

国立大学の法人化（2004 年）や学校教育法の改正（2014 年）に伴い、政府主導で教授会の形骸化と学長への権限集中が進められてきたが、現行制度でも、教育・研究に関することは各学部の代表らが参加する「教育研究評議会」に諮られ、最終的には学長と理事で構成する「役員会」の議論を経る必要がある。また、文部科学大臣による学長の任命は原則として「申出」どおりに任命されるように運用されている。しかし、この法案では「運営方針会議」委員は文部科学大臣による「承認」を得て学長が任命するとされ、政府が大学の人選を拒否する可能性がある。最近の日本学術会議の会員任命拒否事件から予測されるように、この問題は深刻である。さらに、「運営方針会議」が文部科学大臣に紐づけられることで、財界の要求が政府を介して強力に大学に持ち込まれるリスクが高まる。さらに、「運営方針会議」委員の半数程度が学外委員と想定されていることは、CSTI（総合科学技術・イノベーション会議）が推進してきた「稼げる大学」作りに沿ったものであり大学の自主的な教育・研究を損なう危険がある。

本来、大学は、「学術の中心」（教育基本法、学校教育法）として、学問の自由に基づき、自律的な判断による教育・研究を行い、教員、学生、職員がそれを支える自治的な組織である。しかし、今回の法改正により、文部科学大臣に紐づけられた「運営方針会議」によって、大学の自主性をなくし、財界の要望に従う選択と集中が強制的に進められる可能性がある。国民のための科学を守るために、大学の自治を弱体化させ、さらなる形骸化に導く法案に対し、強く反対を表明する。

2023 年 11 月 22 日

地学団体研究会全国運営委員会